

新たな方式による千葉市放課後子ども教室運営業務委託（モデル事業） 事業者選考基準

1 選考方式

本業務の委託事業者は、本業務の目的のほか、その前提となっている本市の放課後施策の現状や課題、受託者に求められる役割などを理解し、本業務の効用を最大限に発揮するため、専門的な知識・経験に加え、団体としてのサポート体制など総合的な技量が要求される。

したがって、事業者の選考は、応募者から提出された参加申請書及び提案書等（以下「提案書等」という。）に記述された提案内容を総合的に評価することにより、上記のような受託者を選定するものとする。

本選考基準は、募集要項、仕様書等の内容に基づき、「千葉市放課後子ども教室運営の民間事業者への業務委託（モデル事業） 公募プロポーザル選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が応募者から提出された提案書等を総合的に評価するための基準として示すものである。

（1）形式的要件審査（第1次審査）

提案書等により、応募者が募集要項に記載する応募資格要件を満たしていることを事務局が確認する。

資格不備の場合は失格とする。

（2）提案内容審査（第2次審査）

ア 審査の概要

提案書の記述内容等について、本選考基準に基づき、各委員が各項目について内容を審査及び採点（一部の項目については、事務局が事前に採点し選考委員会に報告）し、採点結果の平均点を項目ごとに算出後、合計して総得点を算出する。

総得点が最も高い提案を第1位として選考する。ただし、総得点が最も高い提案であっても、個別の項目において仕様書等に示す水準に満たない提案がある場合などは、最優秀提案とはせず、失格とする場合がある。

なお、総得点が最も高い提案が2つ以上あるときは、以下により受託者を決定する。

- ① 評価項目「2 体験プログラムの提供」の得点を比較し、高いものを上位とする。
- ② ①が同点である場合は、審査項目「5 実施体制」の得点を比較し、高いものを上位とする。
- ③ ②が同点である場合は「4 関係者との連絡・情報共有・連携」の得点を比較し、高いものを上位とする。
- ④ 以上により順位が決定しない場合は、選考委員会における合議により順位を決定する。

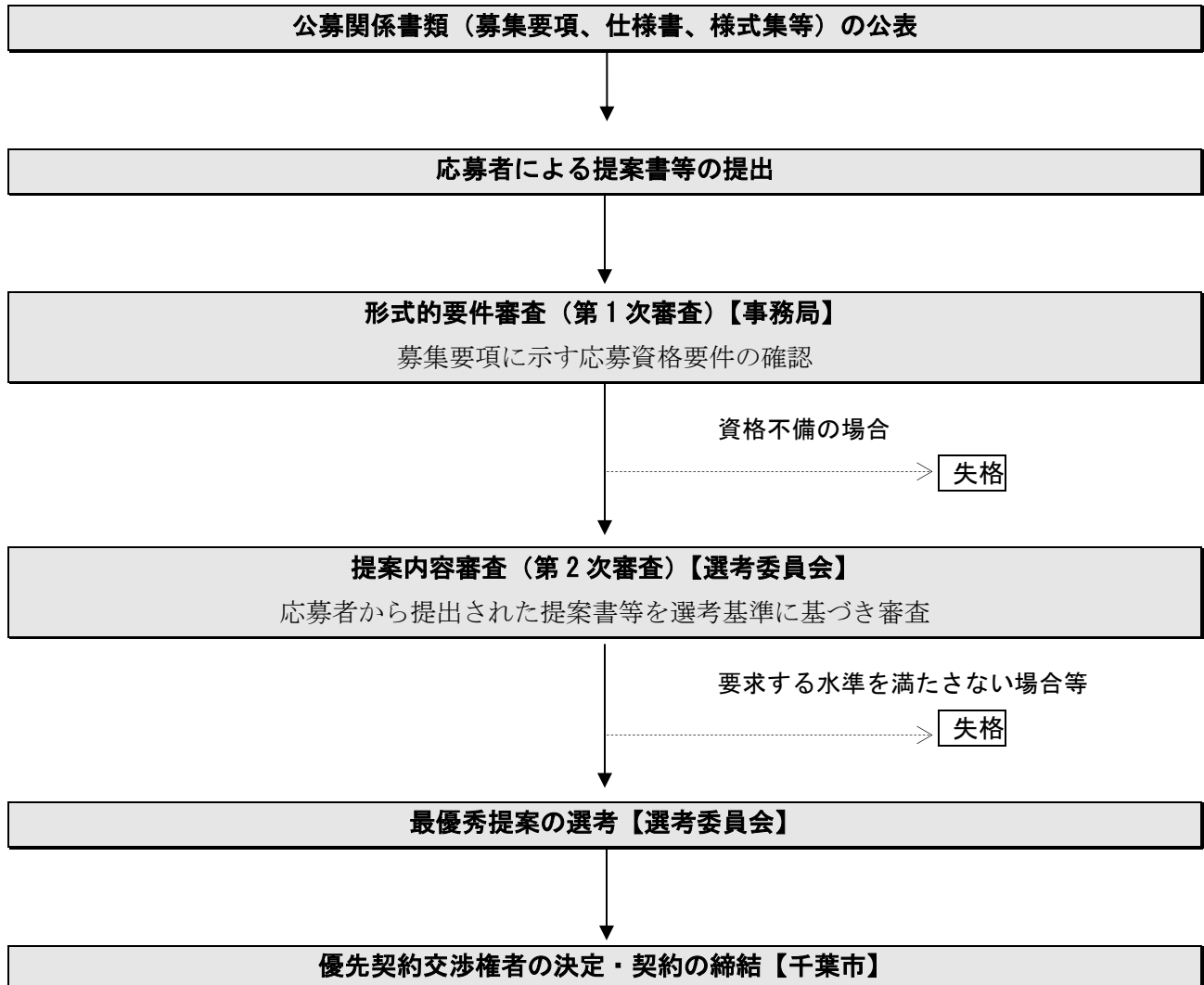
イ 選考委員会の委員の除斥

選考委員会の委員が、本件公募に係るいずれかの応募者（その構成団体等を含む。）の利害関係者である場合は、当該委員は審査に参加することができない。

(3) 優先契約交渉権者の決定

最優秀提案の選考結果を踏まえ、千葉教育委員会が優先契約交渉権者を決定する。

(4) 選考等の流れ



2 形式的要件審査

(1) 審査内容

提案書等から、応募者が次の応募資格すべてを満たしていること、失格要件に該当しないことを確認する。

ア 応募資格

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
- ② 当該業務の企画提案書提出期限日前 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁

判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの。

- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていないもの。
 - ⑤ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
 - ⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - ⑦ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ⑧ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
 - ⑨ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を参加申込受付期限の日から企画提案書の提出期限の日までの間に受けている者
- (イ) 当該団体又は役員等が、千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- (ウ) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

イ 失格要件

応募者がいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽又は不正の記載があること。
- (イ) 提出期限までに所定の書類を提出しなかったこと。
- (ウ) 見積額が募集要項に定める委託料の上限を上回ったとき。
- (エ) 複数の応募を行ったとき。

(2) 審査の流れ

提案書等を事務局が審査し、上記の審査内容に抵触するものがある場合は失格とし、受託者として選考しない旨を応募者に通知する。

3 提案内容審査

(1) 審査方法の概要

以下に示すとおり、各委員が提案書の内容を審査・採点し、評価項目ごとに算出した平均得点の合計をもって当該応募者の得点とし、応募者の順位を決定する。ただし、後述するとおり、得点にかかわらず失格とする場合がある。

なお、平均得点の算定に当たり、1 点未満の端数は、小数第 1 位を四捨五入する。

【評価項目及び配点】

評価項目及び選考基準		配点
1	業務実施の基本方針	20点
	本事業並びに千葉市の放課後事業の全体像に対する理解	10点
	本事業と同種又は類似の業務の実績	10点
2	体験プログラムの提供	30点

	児童や保護者のニーズを把握する方法と事業への反映に係る考え方	10点
	地域人材の参画を得るための具体的な方法	10点
	実施における目標設定と具体的なプログラムの内容	10点
3	継続プログラムの提供	10点
	実施における目標設定と具体的なプログラムの内容	10点
4	関係者との連絡・情報共有・連携	20点
	本事業を円滑に実施するための受託者、学校、子どもルーム、地域人材、保護者との連絡・情報共有・連携に向けた取り組み	20点
5	実施体制	20点
	本事業を円滑に実施するため団体本部と現場職員の役割分担及び職員配置	10点
	必要な職員を確保するための手段及び職員確保の見通し	10点

(2) 審査方法の詳細

一部の項目を除き、原則として、基準・評価項目ごとに設けた採点基準に基づき、AからEの5段階評価で採点する。

評価	基準	得点
A	業務の目的に関し、仕様書等で示した内容と比較し、さらに大きな効果が期待できる。	配点×1.0
B	業務の目的に関し、仕様書等で設定した内容と比較し、一定程度の効果が期待できる。	配点×0.8
C	業務の目的に関し、仕様書等で設定した内容と同等の業務が行われることが見込まれる。	配点×0.6
D	業務の目的に関し、仕様書等で設定した内容と比較し、期待した効果に満たない業務が行われるおそれがある。(※)	配点×0.2
E	業務の目的に関し、仕様書等で設定した内容と比較し、明らかに期待した効果に満たない提案がなされている。(※)	0

※ 過半数の委員が「D」の評価をし、又は1人以上の委員が「E」の評価をした場合、選考委員会において協議し、当該応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断する。

また、すべての委員が「E」の評価をした場合、当該応募者は直ちに失格とする。